

進路だより

札幌市立幌東中学校
第 59 号
2026.1.19

公立高校入試 出願変更について

1月26日（月）10時に公立高校入試の「出願状況の発表」があります。各公立高校の受検者の人数や倍率の発表です。それを受け、出願変更の受付が始まります。

1. 一般の出願変更（ほとんどがこのケースになります。）

令和8年1月27日（火）～2月2日（月）の期間です。
時間帯は9：00～16：30です。（土日は除きます。）
ただし、2月2日のみ16：00までとなっています。

- (1) 出願者は、当初出願した高等学校、学科にかかわらず、同じ課程（全日制・定時制）の他の高等学校、または他の学科に1回出願変更することができます。（清田高校・平岸高校内における専門コース ⇄ 普通コースの出願変更を含みます。）
また、市立札幌大通高校においては、各部相互の出願変更が認められます。
- (2) 当初出願した学校の中で出願変更する場合は、第1志望を変更しなければなりません。（第2志望・第3志望のみの変更はできません。）
- (3) 自己推薦での出願については、出願変更は認められません。

2. 特別な出願変更

※当初出願先高校・出願変更先高校の高等学校長の判断により、選抜に支障のない限り認められます（場合によっては3月に入ってからも認められます）。

(1) 当初の出願先が全日制普通科の場合

出願後に保護者の住所が他学区に移った場合、新住所の全日制普通科または通学可能な他の全日制の学科に出願変更できます。（出願変更しない場合は、普通科では%枠の適用を受けます。）

(2) 全日制の普通科以外の学科の場合

出願後、保護者の住所移転に伴い、新住所の高校に出願変更しようとする場合、当

初出願した全日制課程の高校に出願変更できます。ただし、全日制課程の普通科に出願変更する場合は、移転後の住所が移転前の住所と異なる学区の場合のみできます。（普通科における学区をまたぐ変更は%枠の適用を受けます。）

(3) 当初の出願先が全日制の場合（全学科に適用されます）

保護者の転勤（内定）などに伴い、令和8年4月7日（火）までに住所移転が確定な場合に出願変更できます。この場合、転勤（内定）証明書などの事情を証明する書類が必要となります。

また、出願後において特別な事情が生じた場合は、定時制への出願変更が認められます。（経済的事情が基本になりますが、特別な事情に該当するかどうかの判断は中学校・当初出願先高校・出願変更先高校の協議によります。）

(4) 当初の出願先が定時制の場合

出願後において、就職の決定（内定を含む）または保護者の住所移転に伴い、他の高校の定時制に出願変更しようとする場合、学科を変更することができます。

3. 具体例（他のケースもあります）

◆できる◆

[同一課程であればできる]

全 日 制 ⇄ 全 日 制

※清田高校・平岸高校内における専門コース ⇄ 普通コースの出願変更を含む

定 時 制 ⇄ 定 時 制

※大通高校内における各部相互の出願変更を含む。

◆できない◆

[異なる課程はできない]

定 時 制 ⇒ 全 日 制
(全 日 制 ⇒ 定 時 制)

※特別の場合にはできる。

出願変更をする場合は、中学校での書類準備等の関係から手続きの前日までに担任へご連絡ください。出願変更の最終日が2月2日（月）なので、遅くとも1月30日（金）までとなります。

保護者の方に中学校で書類を作成していただき、当初出願先高校へ手続きに行っていただきます。また、場合によってはその後、出願変更先高校へ手続きに行っていただく場合もあります。ご連絡いただいた際に、手続きの流れや持ち物等、詳しい内容をお伝えします。どうぞよろしくお願いいたします。